

平成21年10月7日

日児医会21-002

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

日本小児科医会
会長 保科 清

新型インフルエンザワクチン接種に関する意見書

今年の新型インフルエンザ対策に、ワクチンの供給が何とか間に合ったことは、よろこばしいことです。

しかし、季節性インフルエンザ（以下、季節イ）ワクチン接種と新型インフルエンザ（以下、新型イ）ワクチンの接種で、小児科の外来が混乱することは間違いありません。

予防接種行政の大部分を担っているのは小児科医であります。

既に、小児ではかなり新型イが流行しており、急速な呼吸困難を呈する患者がかなりの数で診られており、できるだけ早期に新型イワクチン接種により重症化を予防する必要があります。

新型イワクチンを有効に、かつ迅速に接種する段階で、かなり問題があります。事故防止の観点からも、接種医の負担が大きくなりすぎるのが懸念されます。

下記の点について、早急に検討されるよう願います。

記

1. すべてを個別接種で対応することは困難であること。

保健所ないし保健センターの労力や場所の提供を受け、地域医師会が接種を担当するポリオワクチン接種と同等の体制を地域の実情に合わせた形（再委託）で実施できるようにすること。

2. 集団接種でも、個別接種と同じ料金とすること。
3. 一部無料化は、子どもの差別化に繋がる可能性が非常に高いので、小児は無料とすべきであり、徴収するなら料金徴収方法も十分に考慮すべきであること。
4. 新イワクチン接種は、国として緊急避難的に実施するものであるが、多大なる制約を設けるなら、国費で賄うべきであり、任意接種なら国が料金を決めるべきではないこと。
5. 予防接種行政の検討段階で、大部分の予防接種を担当している小児科医の意見が全く反映されないこと。

以上